

## 事前確認手続きに係る添付書類

表 2-1 事前確認手続依頼書関係

- 必ず添付する書類（該当のない項目については省略可能）  
 変更事項に係る場合に添付が必要な書類  
 添付不要な書類

	新規許可	変更許可	変更届
(1) 解体業又は破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（住宅地図等の写し）	○	○	□
(2) 上記施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公図の写し（敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの）、申請者が所有権を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書の写し）※	○	□	□
(3) 事業計画書及び収支見積書（解体業は様式 20、破砕業は様式 21）	○	○	□
(4) 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為（提出日前 3 か月以内に原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書（提出日前 3 か月以内に発行されたもの）	○	□	□
(5) 連絡先（様式 25）	○	□	□
(6) 関係住民への説明会の経過を記した書類*（説明会で出された意見・質問、意見・質問に対する回答又は対応等を記載した書類並びに関係住民に対する説明資料の写しを含む。）（注） * 地元区等と環境保全協定を結んだ場合は、当該協定書の写し（協定に基づき協議が行われたことを証する書類を含む。）を提出することにより、説明会の経過を記した書類におきかえることができます。	—	—	○
(7) 標準作業書の写し	○	○	□
(8) その他知事が必要と認める書類	○	□	□
<p>（注）(6)の添付書類について、以下のいずれかに該当する者は添付不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例に基づく事業計画協議の途中で事前確認手続を受ける者</li> <li>・ 生活環境保全上の支障を生ずるおそれがないと認められる変更を行おうとする者</li> </ul>			

※ 所有権を有することを証する書類（不動産登記の登記事項証明書等）について、取得等が見込みの場合はその旨を説明する書類を添付し、許可申請時に所有権を有することを証する書類を必ず添付してください。

### 公的機関が交付する書類（各登記事項証明書、公図の写し）の提出について

- (1) 「公図の写し」とは法務局で交付された原本のことであり、コピーのことではありません。
- (2) 提出は原則原本としますが、管轄地域振興局に原本を持参又は送付し確認を受けたものにあつてはコピーをもって代えることができます。
- (3) 登記情報サービス等で印刷出力したものについては、公的証明力がありませんので、申請書類としての利用はできません。